

視点

避けたい「無防備」の特許公開

弁理士
長谷川 芳樹

特許出願された技術情報（出願公開公報）が、インターネットを通して無料で海外に大量流出している。特に、日本特許庁の電子図書館は「使い勝手が非常に良い」ところから、米欧の特許庁に比べて利用されることが多いという。

特許出願する際には、出願から18ヵ月後に公開公報として「読まれる」ことを意識して実務すべきである。同時に、出願された発明が価値ある新技術であるにもかかわらず、特許性が否定されて保護されることなく、無防備のまま公開されることのないよう望みたい。

中国、韓国からのアクセス

読売新聞の7月1日付朝刊第1面に「びっくりする」数字が出ていた。特許庁HRの「電子図書館」に対する海外からのアクセスが非常に多く、一日あたり中国から1万7千件、韓国から5万5千件になるという。

同紙によると、中国最大の家電メーカーの知財担当者は「数十台のパソコンで、日米欧の特許庁に寄せられた特許出願情報を検索し、製品化に役立つ研究開発情報を利用させてもらっている。だから、当社は研究開発費が非常に少ない」と胸を張って語ったという。

技術公開は特許の宿命

特許権付与と引き換えに発明の技術内容を公開させれば、その技術情報が社会で広く利用され、さ

らなる技術の進歩が期待できる。そこで、発明の開示の代償として発明者に独占的に発明を実施する権利を与える一方、独占権による規制を受ける第三者には公開された発明の文献的利用や、改良発明のための利用の道を開くこととしている。

これは世界中に広く受け入れられた基本原理であり、わが国では出願から18ヶ月経過をもって明細書等が公開される。つまり、出願人は18ヶ月間に限って発明内容を秘匿して技術的な優位を維持できるが、その後は特許されない限り保護されない。

しかし、出願公開がされたからといって、それが全て特許になるとは限らない。独占権が付与されることなく無防備に公開される発明が有用な新技術であるときは、技術情報の漏洩という看過できない問題を招く。

審判請求増加の意味するもの

グラフ1を見ていただきたい。特許・旧実用の拒絶査定不服審判請求件数は、1996～99年頃に1万3千件台であったが、2002～03年には2万1千件を超え、昨年は23,284件の請求があったという。様々な要因があるものの、拒絶査定に対して不満を持つ出願人が急増していることの現れ、と言える。

拒絶審決2倍増の意味するもの

グラフ2を見ていただきたい。拒絶査定不服審判請求の請求不成

立（拒絶審決等）率は、1994～99年頃に20%前後であったが、2002～03年には40%を超え、昨年は45%であったという。出願人の「新規有用な発明で進歩性もあるから特許が欲しい」という思いと、審判合議体が独占権の対象に値しない「当業者が容易に推敲・設計できた」技術とした判断とのミスマッチが、わずか数年間で倍増している、ということである。

典型事例の意味するもの

PCT出願して国際予備審査を受けたところ、「進歩性有り」との見解が得られたので国内段階に移行した。ところが、特許庁から届いたのは「進歩性なし」の拒絶理由で、引用例は国際予備審査と同じ文献だった。同じ日本特許庁での審査でありながら結論が異なることに疑問を感じつつ、意見書等で応答するも拒絶査定され、拒絶査定不服審判でも判断は変わらなかった。

一方、このPCT出願はアメリカ、ヨーロッパ、アジア等にも国内移行していたが、こちらでは進歩性が認められて特許が成立した。こ

の特許は海外市場がターゲットの製品に関するものであるが、本国（日本）で進歩性により拒絶されてしまうと、海外での権利行使に差し支える。

審査・審判で、もし仮に...「周知技術から当たり前」...というような“後知恵”が強く出てしまい、もし仮に...「この程度の発明は特許しても無効審判で潰れる」、「高裁で覆されてしまう」...というような“後を心配”する気持ちが限度を超えて出てしまうと、有用な新技術が無防備でインターネットを通して世界に公開され、日本の利益が損なわれる。権利化の“現場”での慎重な（慎重すぎる？）判断が、日本企業の海外戦略の障害物になってしまう...そういう本末転倒な事態が生じかねない。

過ぎたるは及ばざるが如し

特許後に無効となる「瑕疵ある権利」は、理想を言えばゼロとするのが望ましい。しかし、そのような完全審査はできるはずがない。そうであるのに、特許後に無効となること恐れ過ぎると、審査は間違いなく拒絶方向にバイアスがかかる。進歩性を否定できる引用文

献が発見できないにもかかわらず、当業者の容易推敲論や周知慣用技術に基づく設計事項論が出されてくる。

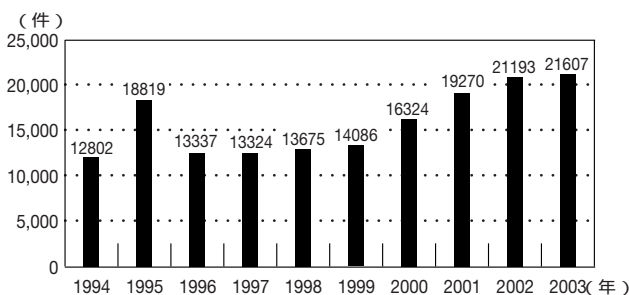
このような“拒絶方向のバイアス”は、審査・審判当事者の立場からは「自分が許した特許が無効にならない」という点での“利”はあるかもしれないが、それが行き過ぎると、出願人の事業活動に必要な新規有用な発明が特許化されずに無防備に世界に晒される。

瑕疵ある権利が跋扈するのは避けなければならないが、知的財産創造立国の理念から必要とされる新規有用な発明は確実に保護されなければならない。1990年代以降の補正制限の強化により、特許明細書には発明の技術内容が詳細に開示されるようになってきている。それらの“詳しく解説された技術情報”が、一種の“後知恵”と“後を心配”する気持ちから当業者が容易に想到できるレベルと片付けられ、世界で最も使い勝手の良い特許庁の電子図書館から無防備に大量公開されることのないように望みたい。

以上

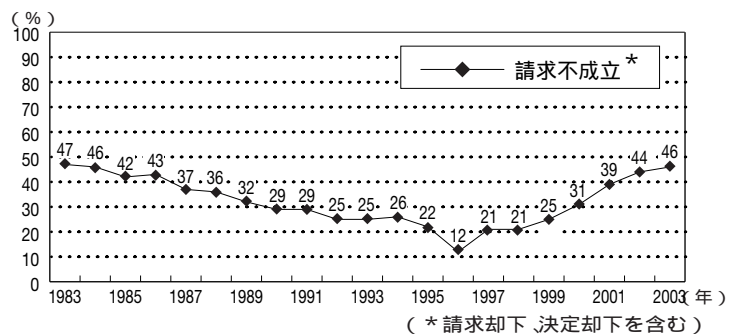
<グラフ1>

【拒絶査定不服審判請求件数(特許)】



<グラフ2>

【拒絶査定不服審判事件における請求不成立の推移(特許)】



TERMINOLOGY

【特許明細書・用語考】第7回

名古 裕一郎

今回は、「着」と「合」の文字を用いた用語について取り上げます。

【 着 】

「着」という言葉が特許明細書に書かれていましたら、それは、大抵、「して着ける」あるいは「した状態で着ける」として読めば足りる。例えば、圧着ならば「圧して（圧力を加えて）着ける」ですし、蒸着ならば「蒸発させて付着させる」、枢着ならば「枢動可能な状態（要するに回転可能な状態）で着ける」という意味になります。

ところが、少々引っ掛かりを覚える言葉も幾つかあります。その代表格が、固着と取着です。固定、取り付けとの違いはあるのでしょうか。

弁理士会発行の基本テキストによりますと、固着は「固定した形で取り付ける」、取着は「取り着ける」とあります。これでは固定、取り付けと大差ありません。固着は広辞苑にも載っていますが、こちらには「かたくしっかりとつくこと、一定の場所に留まって移らないこと」とあります。どうやら、「しっかりと」、「一定の場所に留まる」がキーのようです。「着」を漢和辞典で見ますと、「くっついて離れないこと」という意味もあります。

そこで、私は、固着と取着に関しては、それぞれ、「取り外し不可能に固定すること」、「取り外し不可能に取り付けること」と解釈しています。この解釈によりますと、「AをBに取り外し可能に固着する」や「脱着可能に取着する」のような表現は好ましいものではないということになります。

これは私の個人的な見解にすぎませんので、それぞれ、固定、取り付けと区別せずに用いても問題になることは極めて少ないでしょう。ただ、英文明細書では、A is fixedly secured on BあるいはA is fixedly attached on Bという表現をしばしば見かけますが、これらを「AをBに固定的に固定する」や「固定的に取り付ける」などと訳すより、上の解釈で「固着」、「取着」という訳語を当てた方がすっきりするのではないかと考えています。

もう一つ。粘着も明細書の作成現場ではよく問題になります。「粘着する」と言ってよいのかどうか、です。

事務所の何人かに「AをBに粘着する」という表現について印象をたずねると、その多くが違和感を訴えます。これは、粘着を物の性質としてとらえ、かつ、動詞化できるという感覚を持っていないためだと考えられます。「AをBに粘着させる」ならばよいと答える人もいました。ただ、それは語感がよいからというだけのようです。

一方、粘着・接着工学を学んだ人に同じ質問をすると、「接着」と同様に「粘着する」でも「粘着させる」でも使う、という回答を得ます。

理由は、自分たちが読んできた書籍では「粘着」を動詞としても使用しているから、ということでした。

このように「粘着する」は特定分野では一般的に使用されている表現のようですが、この表現には相当に違和感を覚える方が多いことも事実です。明細書で使用する場合には、例えば、Aが粘着物でないならば、「AをBに粘着剤を介して取り付け

る」というような表現に改める工夫などが必要でしょう。

【 合 】

「合」系用語は、嵌合、噛合、重合など、字を見ただけでその意味が分かるものが殆どです。

しかし、この「合」系用語には、係合という非常に難解な語があります。

意味は「係わり合うこと」です。なんとなく理解はできるのですが、「AがBに係合している」と請求の範囲に記載されている場合、その状態を具体的に説明することができません。「接触の意味だ」と言う人もいますし、「接触しているか否かに関わらず、一定の関係があれば、それは全て係合なのだ」と言う人もいます。実に不明瞭です。特許されても、裁判に入ると、明細書の記載から限定解釈されることが多いようです。

こういう言葉はなるべく使用しないことが賢明なのですが、例えば、AとBと一緒に動作するという場合、接触状態だけでなく、磁気作用によることもありますので、そのような関係を上位概念として「係合」という語で表現することはやむを得ないと思っています。

ちなみに、英語でengageが、広義の「係合」に相当します。

以上

(ご注意)

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。



特許制度活用便利帳

第7回

「審査請求時の検討事項④」

弁理士 石田 悟

<Q> 審査請求に関する料金制度はどうなっていますか？

<A> 料金制度の改定にご注意下さい。また、審査請求料については、返還制度が導入されています。

先 に説明しましたように、特許出願の審査は、審査請求があって初めて開始されます。すなわち、審査請求制度の下では、出願人が権利化の意思を持っている出願について審査請求をすることで、特許出願された案件のうちに必要なものについて選択的に審査が行われます。

この制度は、上記したように必要な案件のみ審査を行うことにより、特許出願の審査処理を適正化すべく導入されたものです。先年、特許庁から公表された「特許戦略計画」では、「迅速かつ的確な特許審査の実現が極めて重要である」という観点から様々な対策等について議論がなされていますが、審査請求制度の適正な運用による審査処理の効率化ということも、迅速かつ的確な特許審査を実現する上で非常に重要です。

上 記「戦略計画」によれば、特許審査の現状として、(1)審査請求件数の増加、及び(2)特許審査の最終処分件数中の特許率の継続的な低下が報告されています。このことは、最終的に権利化に至らずに終わる審査請求の割合が増えていること

を示しています。「戦略計画」では、このような現状に対し、特許庁での審査官の増員などの対策と合わせて、出願人の側としても、「知的財産管理の充実と適正な審査請求」の実現に向けて、「審査請求構造改革に努めることが不可欠」とであると提言しています。

すなわち、特許出願の審査処理の現状に対処すべく、出願人においても、特許出願について、例えば、審査請求が本当に必要かどうかの判断の適正化、関連出願についての計画的な審査請求の実施など、知的財産管理の改革に向けて努力することが求められているものと思います。このことは、権利化作業の効率化、あるいは知的財産管理にかかる費用の削減など、多くの点で出願人にも利するところがあります。

こ のような審査請求制度の運用の適正化を促すための対策の1つとして、審査請求の手数料の料金改定、及び制度見直しが行われています。

まず、審査請求の手数料については、これまでの審査請求料は審査実費の半分以上の金額で、不足分は特許料等によって補う料金体系となっていました。しかし、このような料金体系は、特許性が低い出願であっても「とりあえず」審査請求がなされ、特許庁において審査が行われてしまうなど、審査処理負担の増大の一因になると考えられます。

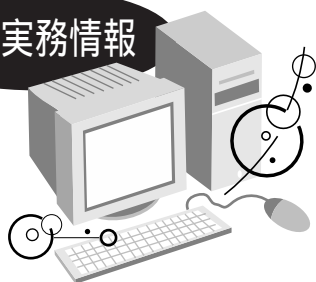
このため、特許法の平成15年法

改正において、審査請求料をそれまでの2倍とし、知的財産管理の適正化を促す料金改定が行われました。また、この審査請求料の引上げと合わせて、特許料及び出願手数料については引下げが行われています。出願人においては、このような料金改定、及びその背景を考慮し、各出願について審査請求の要否等を適切に判断すべく努力することが期待されているものと思います。

ま た、特許出願に対する審査請求は、それまでに行った審査が無駄になる等の理由により、取下げができないこととなっています。これに対し、迅速かつ的確な審査を実現するための対策の一つとして、既に審査請求を行った出願についても、所定の条件下で審査請求料の一部を返還する制度が導入されています。具体的には、審査請求後において、審査結果の最初の通知（協議指令、文献開示要件についての通知、拒絶理由通知、特許査定）前に出願の放棄、取下げがあった場合に、審査請求料の一部が請求により返還されます。

出願人においても、審査請求の判断等の適正化に加えて、審査請求後に状況が変化した場合の審査請求料の返還制度の利用などをも含めて、総合的に「審査請求構造改革」を推進することが求められていると言えるでしょう。

以上



審査基準から見る 「NPO」事件

弁理士 川島 麻衣

1. ボーダーラインをクリアしよう!

現在、日本で登録されている商標は約180万件。その中には、「パソコン」、「おとうさん」、「いただきます」といった私たちの生活の中でよく使われている言葉も登録されています。といっても、申請した全ての商標が登録になるというわけはありません。登録になるには、一定の登録要件を満たしていなければならない、特許庁の審査官があらかじめ定められた審査基準をもとに、登録するか否かの判断を行っているのです。

2. 登録と思ったら、取消に!!

商標が登録になれば、これで安心、というわけにはいきません。登録になっても第三者から異議を申し立てられたり、無効審判を請求されたりすると、商標権は初めからなかったものとされる場合があるからです。

例えば、株式会社角川ホールディングスが所有していた登録商標「NPO」も、第三者の異議申立により取り消されてしまいました。前述したように、登録の是非は一定の審査基準に沿って判断されているはずですが、それにもかかわらず、特許庁の判断が180度かわってしまうのはどうしてなのでしょう。

3. 「NPO」の場合

では、「NPO」を例にとって考えてみましょう。株式会社角川ホールディングスは、以下を内容とする

商標登録を有していました。

商標：NPO
指定商品：雑誌、新聞

これに関する特許庁の審査基準を見てみましょう。

- (1) 書籍の題号については、題号がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。
- (2) 新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として、自他商品の識別力があるものとする。

(1)のように、「雑誌、新聞」以外の印刷物である特定の書籍の題号を表わす場合には、一般にその書籍のコンテンツ、すなわち自他商品識別力がない商標として扱われることとなっています。

一方、(2)のように、「雑誌、新聞」を指定商品とした場合には、原則的には、商品の品質表示とはならず、自他商品識別力を発揮する商標として扱われます。これは、「雑誌、新聞」等のいわゆる定期刊行物がその題号とは無関係にさまざまな内容からなる記事を編集して定期的に発行されるものであって、必ずしも題号が定期刊行物の内容を表示するものではないからです。

また、定期刊行物の題号が、自他商品の識別標識として取引されているという実情もあるからです。特

許庁は、(2)の基準を満たしているとして一旦は登録査定をしています。異議申立の決定書においては(2)の基準について以下のように説明しています。

(2)の審査基準は、商標が定期刊行物の題号に使用されるという取引の実情を斟酌して、登録の是非を判断することが必要であるとの観点から、審査上の指針として審査基準に加えられているのである。この基準は、独立して運用されるものではなく、「原則として」との文言は、審査基準全体を総合的に検討して、その適用の可否を判断すべきであるという意味を含んでいるものである。(一部省略)

4. 最後に

このように、商標審査基準を解釈する審査官の判断には、かなり幅があるのが現状です。解釈の幅があまりに広いと、審査基準はもはやその存在意義をなくしてしまいます。今後も知的財産の保護強化を図る企業が増えるにつれて、審査基準の解釈をめぐる紛争も増えてくると予想されます。無用な紛争を避けるためにも、審査官の統一した判断が望まれる今日この頃です。

以上

知らなきゃ恥かく 判例の常識(23)

判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

特許権者の差止請求権

【H17.6.1最高裁第二小法廷判決
平成16(受)第997号 特許権侵害差止請求事件】

本件は、特許権者が、その特許権について専用実施権を設定したときであっても、当該特許権に基づく差止請求権を行使することができるかどうかについて、最高裁の判断が出された事件である。

判決では、「特許法100条1項の文言上、専用実施権を設定した特許権者による差止請求権の行使が制限されると解すべき根拠はない。また、実質的にみても、専用実施権の設定契約において専用実施権者の売上げに基づいて実施料の額を定めるものとされているような場合には、特許権者には、実施料収入の確保という観点から、特許権の侵害を除去すべき現実的な利益があることは明らかである上、一般に、特許権の侵害を放置していると、専用実施権が何らかの理由により消滅し、特許権者が自ら特許発明を実施しようとする際に不利益を被る可能性があること等を考えると、特許権者にも差止請求権の行使を認める必要があると解される。これらのことを考えると、特許権者は、専用実施権を設定したときであっても、差止請求権を失わないものと解すべきである。」と述べて、特許権者は専用実施権を設定したときであっても、差止請求権を失わないとされました。

この論点については、学説上争いがあり、また判例上(地裁では特許権者の差止請求権を認めず、高裁で特許権者の差止請求権が認められた)も争いがあったが、今回の最高裁の判決で一応の決着を見ることとなった。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・黒木義樹)

【右側面図】



【正面図】



【左側面図】



意匠権に基づく 差止請求権不存在確認

【東京地裁 平成16年(ワ)1043号
意匠権 民事訴訟事件】

本件は、原告が、自己の有する意匠権を侵害するとしてその販売の停止等を求めた被告に対し、被告の意匠権は無効理由を有することが明らかであり、かかる意匠権に基づく製造等の差止請求権は不存在であること求めた確認訴訟である。

被告は、被告意匠権にかかる意匠登録出願の日前より、被告のホームページで、被告製品意匠を、複数の角度から撮影した写真を掲載して宣伝し、また、被告ホームページや警察署内の売店及び運転免許センター内の売店で販売していた。

また、被告登録意匠と被告製品意匠は、意匠の同一性を有するため、被告登録意匠は新規性を有しないものであって、無効理由を有することが明らかな意匠権である旨、原告が主張した。

これに対して、被告は、原告が被告のホームページの情報を得た「INTERNET ARCHIVE Wayback Machine」は信用性を欠くと主張し、また、警察関係者に販売を限定していることから「公然」の事由を欠くとし、被告販売意匠と被告登録意匠とは同一性がないと主張した。

しかしながら、世界知的所有権機関の特許協力条約(PCT)国際出願の国際調査及び国際予備審査の実務を規定するガイドラインは、ウェブサイトに掲載された公開情報の公開日を知るための手段の1つとして、本件ARCHIVEを挙げていることが認められていること、その他の証拠よりARCHIVEの示す収集内容及び日付は、十分信用することができるものと認められ、警察関係者のみに販売しているとしても、ここでの警察関係者はアクセサリ購入者としての単なる顧客であり、被告製品意匠に対して秘密保持義務を負う者ではなく、さらに、本件登録意匠と被告製品を対比すると、基本的構成態様及びに具体的構成態様が共通であり、その意匠は同一であることが認められることから、本件登録意匠は、その出願より、日本国内において公然知られた意匠であり、本件意匠権に、無効理由が存することが明らかである。したがって、被告による本件意匠権に基づく、原告製品の製造等に対する差止請求権の行使は、権利濫用にあたり許されず、原告の請求は理由があると判示された。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・光野文子)

自分へのご褒美

小貫 正嗣

自分の中で、ご褒美ときめているわけではないのですが、何か問題や課題が片付くと、気分転換のために私は本を買います。新品、中古、雑誌、文庫、ハードカバーの分け隔てなく、目に付いて、面白そうなものは手に取ります。ちなみに、最近はもう少し教養を身につけねばと思いつち、岩波文庫に手を出しています。ほとんどページが進みませんが。全部読みきれぬことは、まれで、部屋に積んだまま、ホコリまみれになっているものも多いです・・・。

先日買った雑誌に、「ご褒美の使い方が上手な人」という記事が載っていました。要約すると、「やる気の出ないような仕事や、勉強は、細かく目標を区切って、その目標をクリアするごとに、何かご褒美を与えてあげる。そうすると、やる気が持続して、結局は達成することができる」というものでした。これには確かに思い当たる節があります。学習塾でも、部活でも、教え方の上手い人は、課題の与え方と、褒め方が上手でした。テストで90点以上だったらラーメンおごってやる・・・とか。面倒だなと思っていたことも、いつの間にかできるようになっていて、それ自体が楽しくなっているのです。

自分に置き換えて考えてみると、自分の好きなご褒美は、スポーツ、温泉、映画、昼寝・・・など、いくらでも考えたり、与えたり出来ますが、適切な目標を決めることが難しいように思います。変に「凝る」ことがあるので、目標を大きくしすぎて、結局達成できずということが多いです。学生の頃なら、それでも何とかあったのですが、入社3ヵ月を迎える今、少しずつでも直していかななくてはいけないと、反省しています。

したがって、所内の5月、6月と、即日処理プロジェクトに少しでも関わりをもてたことは、とてもよい刺激になりました。抱えていることは、その日のうちにこなす、頑張った分だけ、ご褒美がもらえる。良いサイクルだと思います。

プチご褒美

ノースマン

私の自分への「プチご褒美」はいくつかありますが、代表的なものは“高級スーパーでのお買い物”です。普段は近所のイトーヨーカ堂ですが、いつも同じスーパーで食材を買っていると夕食がローテーション化してしまいます。（私だけでしょうか？）

そこで、お給料日だとか一日お仕事を頑張れた！と思った日の夕食のお買い物は、高級スーパー“K”や“S”に向かいます。驚くほど美しく並べられた新鮮な野菜や果物をみているだけで、なんだか楽しい気分になります。「ブロッコリーがこんなに高い～！でも新鮮！！」と一人、心の中で叫びながら楽しくお買い物をします。レジでは、購入したもの全てお店の方が袋詰めしてくれます。（ああ、素晴らしい）そうして勇ましく“K”や“S”の紙袋をさげて帰宅し、新鮮な食材にうっとりしながら夕食の準備をします。これがいつものことなら「ご褒美」ではなくなってしまうのでしょうかね。

「プチご褒美」ふたつめは、“あまいもの”です。ほぼ毎日ケーキやチョコレートを食べます。一日頑張った自分への「ご褒美」です。身体に良くない気がするし、こんな生活を続けていると、いつかすごく太ってしまうのでは？と自粛しようとした事もありますが、我慢がストレスとなりよけい身体に悪い気がするので（言い訳？）やめられません。私はお酒が全く飲めませんが、毎晩晩酌をしているお父さんの気持ちが分かります。なぜなら“お酒”の代わりに“あまいもの”なのかな・・・と。



【 ご褒美 】

a REWARD

ささやかなご褒美

びばゆん

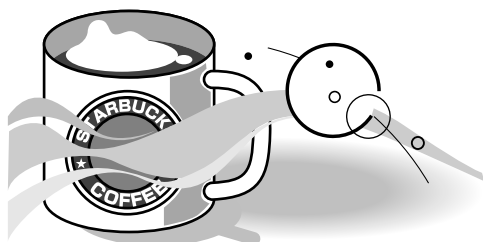
小さい頃から「ご褒美」というものにはあまり縁がなかったように思います。幼い頃の私はかなりの根性娘だったようで、親がご褒美を設定せずとも自ら進んで大抵のことはやっていたらしいのです。確かに、お小遣いやお菓子ほしさにお手伝いをしたり勉強したりといった記憶はほとんどありません。親にとっては随分と手のかからない子供だったのでしょう。そんな育ち方をしたせいも、世間のOLさん達が「自分へのご褒美」にエステに行ったり豪華な食事に行ったりしている中、私はそんな華やかなご褒美にいまだにちょっと戸惑いを感じてしまいます。「これを自分へのご褒美にしよう!」と思うものは、なぜだかガラクタのようなものばかりです。例を挙げると

大学を無事卒業できた時 お気に入りの雑貨屋さんのウサギの形をしたホッチキス

初給料をいただいた時 スターバックスのコーヒー。特別なご褒美ということで生クリームをトッピング。しかも一番好きな新宿サザンテラス店にて。

と言ったところでしょうか。大きな豪華なものよりも、ささやかな小物の方が受け入れ易く、気楽に設定できるところが良いのかもしれない。

こんな安上がりな私ですが、現在はそんな些細なご褒美すら思いつくことなく淡々と日々を過ごしています。しかしながら、靴の修理、指輪のクリーニング、日傘、化粧水などなど、したい事や欲しい物はこまごまとあるので、こらでどれか一つを目標にまたがんばってみるのも良いかもしれません。



映画「笛吹童子」

工藤 莞司

小学校4年生の時の話しである。夏休みを前に下校して坂道から商店街の大通りに出ると、映画のポスターが貼ってあった。NHKのラジオドラマで話題となった新諸国物語「笛吹童子」が映画化されて、我が町の映画館で上映されるという。中村錦之助や東千代之介、大友柳太朗、高千穂ひづるといった東映時代劇の人気スターが出演するとあった。物語や俳優には詳しくはなかったが、スター達が散りばめられた総天然色のポスターに魅了されて、ワクワクしながら帰宅し、母親に小遣いをねだった。母は手伝いを一週間続けたら、褒美として映画代をくれると約束した。

映画見たさに毎日の手伝いが始まった。朝は茄子畑に入り、朝露で動きが鈍いテントウムシを捕まえた。夕方は川からバケツで水を運び、水不足の野菜畑に撒き続けた。そして、上映の日、母から貰った小銭を握りしめて出掛くと、映画館は子供達で超満員であった。テレビのない当時、映画は唯一の娯楽であった。滅多に見ない映画で、しかも東映の時代劇に、見せ場では血が騒ぎ、肉が踊った筈だが映画の筋などはすっかり忘れてしまった。確か主人公は菊丸という若様で、横笛を吹いていたと思う。勿論、錦之助が演じた。翌日からは学校でも、近所でもチャンバラ遊びに夢中になり、「ヒャラーリヒャラーリ」と口ずさみ、笛を吹く仕草をして皆菊丸に成り切った。

母親に上手く乗せられた格好であったが、そんな過去の話思い出した。NHKの新諸国物語はその後「紅孔雀」、「オテナの塔」と続き、真空管ラジオの前で、殆ど毎日食い入るように聴いたが、「笛吹童子」のような思い出はない。

本来の褒美には縁がなく、褒美に当たるかは別にして、それに纏わるエピソードらしきものが、50年前の映画「笛吹童子」の鑑賞であった。

変わり行くご褒美

加藤

「ご褒美」、それは時に、私自身のやる気を奮い立たせ、また時に自分自身をほめてあげるためのものだといえます。思えば、私にとっての最初の「ご褒美」は、幼い頃お手伝いをしたときに母からもらえる小さなお菓子でした。それを目当てに妹の面倒をみたり、お使いに行ったりしていました。

ですが、そのように可愛らしい物で満足していたのは昔のことです。今ではもっぱら「ご褒美」といえば、「もらえるもの」ではなく、「自分から自分に与えるもの」になってしまいました。

たとえば、大学時代の長い試験期間が終わった日には、頑張った自分へのご褒美と称し仲間たちと思いい切り遊びました。他にも、長かったゼミの後には近くのカフェで一休みしたり、カフェで頼むドリンクにちょっとしたトッピングを試みたりしていました。今では友人たちと毎日一緒に遊べるというわけではないので、美容院に行ったり、ネイルサロンに行ったりと、自分ひとりで楽しめるご褒美に変わってきました。

最近では私も大人になったのか、親戚の子供たちに「ご褒美」をねだられるようになってきました。3歳の女の子がいつもねだるご褒美はおしゃれに関することです。やはり女の子なのか興味があるようで、マニキュアを塗ってあげたり、髪の毛を結んであげたりするだけで喜んでくれます。これは私にとっては簡単なことで、すぐにしてあげられるご褒美です。ですが、大変なのは5歳の男の子。最近話題のカードゲームをしに出かけるくらいなら良いのですが、戦闘ものごっこをねだられることがしばしばあります。彼が2歳や3歳の頃には平気でしたが、5歳ともなると力も強く体も大きくなるので、かなりの重労働になります。毎回戦闘ものごっこが終わった後には青あざがいくつか見つかるほどです。ですが、やはり可愛い子供たちですし、自分自身も意外と楽しんでいたりするのです。もしかしたら、私が彼らから「ご褒美」を貰っているのかもしれない。

こうして改めて「ご褒美」という言葉を考えると、色々なご褒美あるのだと思います。価値観は人それぞれですから、何を褒美と思うかも十人十色でしょう。

思い返してみると、私の「ご褒美」はずいぶんと変化してきました。多少お金もかかるようになってきたとも思います。やはり、生活のしかたによって変わってくるものなのかもしれません。もう少し年齢を重ねたときに、自分へのご褒美がどう変わっているのが楽しみです。

我が家のごほうび

Y . W

我が家では、「ごほうび」というとあるものを指します。それは、キシリトール入りの乳歯ケアタブレットのことです。

娘が1歳半の時に、はじめて歯科検診を受けました。思いのほか前歯の間がC0(虫歯になる前兆)と診断され、每晚綺麗に磨いていたつもりの方はショックでした。どこがいけないだろうと自分なりに反省しましたが、今まで甘かったであろうと思い、一日朝晩二回、3分間ずつ磨くルマを決めました。

とはいえ、娘は歯磨きが嫌い毎回泣いて反抗される始末です。まして、まだ1歳半で、「あなたのためよ」なんて説得しても、ことの大事さが伝わりません。ともかく、歯磨きを好きになってもらわないと、娘の好きなキャラクターの歯ブラシと、歯磨きのビデオと、歯磨きわんわんパペットを「一式」用意しました。準備万端、と思ったら、当の本人が歯ブラシを見た途端、逃げ回り(普段はのろのろしか歩かないくせに)、主人と二人でやっと捕まえ、ビデオもパペットも忘れ、いつもの「全身ガタメ」で磨いてしまいました。はあ…

こんな時に、ある赤ちゃん用品店で例の乳歯ケアタブレットを見つけました。まだ歯磨きのできない赤ちゃんのための、言わば大人のキシリトール入りのガムみたいなもので、娘にはもう必要がないと思われそうですが、なぜかそのときはこれだと思いました。その晩、歯磨きの前に「これあま〜いよ」と言って、一粒を与えました。それまで飴を食べたことのない娘は、少しためらい、口に入れてみました。案の定、イチゴ味で美味しくて「モット」って言ってきました。すかさず、「これは、ちゃんとおはみがきできたときのごほうびよ。おはみがきできたらもらえるのよ。」と、歯磨きに誘いました。娘は分かったみたいで、しぶしぶながらも、横になって口を開けおとなしく歯を磨かせてくれました。「よく頑張った!!はい、ごほうびよ。」ともう一粒あげて、さらにいっぱい褒めてあげました。まさかここまで上手いくとは、今までの苦労はなんだったのでしょうか。

あれから娘はそれが「ごほうび」という食べ物だと勘違いして、歯磨きの後に必ず「ほうび、ほうび」といって、タブレットを要求したのです。私も通じればいかにとあえて直しませんでした。ともかく、娘はすっかり歯磨きを好きになってくれました。そして、2歳の歯科検診の時、先生に「ほんとうにC0っていわれたのですか?」と言わせるほど完璧でした。

今は、娘はいろんな味の飴をポリポリ食べていますから、例のタブレットはもう言い出さなくなっていますが、お陰で歯磨きの習慣ができたことは私はずっと忘れないでしょう。これは私のごほうびに関する一番の思い出です。

【 ご褒美 】

a REWARD

『ご褒美が天下を左右した!』

野間 悠

中国の歴史書のひとつに、「史記」というものがあります。前漢の武帝の時代に、司馬遷という人物によって書かれた歴史書で、正史のひとつに数えられます。

この史記には、故事成語にもなっているような様々な人物や出来事の記述があります。パッと挙げて、「孫呉の兵法」と後の世に謳われた孫武・孫_子や呉起、「臥薪嘗胆」の伍子胥、「完璧」「刎頸の交わり」の藺相如、かの有名な諸葛亮孔明が尊敬したという管仲や楽毅などなど……。まあちょっとマニアックですが、とにかく面白い話がたくさん書かれているんです。

その中でも良く知られているのが、「項羽と劉邦」の部分ではないでしょうか。秦の時代の末期、楚の項羽と、漢の劉邦が中国の覇権を競った話です。「虞や、虞や、若を奈何せん」の「四面楚歌」とその後の項羽の最期は、かなり感動してしまいます。

この項羽と劉邦の戦いは、最終的には劉邦が勝利を収め漢王朝を打ち立てるのですが、この勝負の分かれ目となった要因のひとつに、「ご褒美」があるように思います。

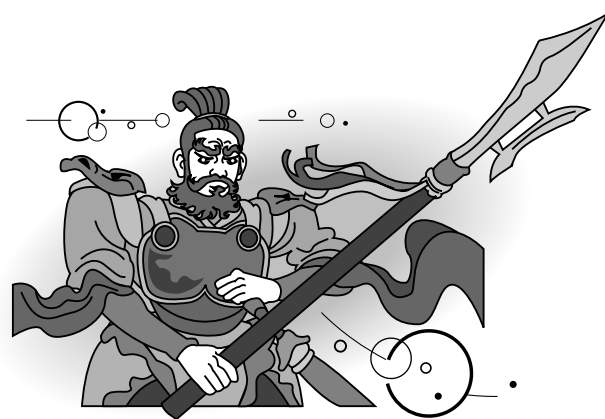
項羽は人並みはずれた豪傑であり、また、従えていた楚の兵士達も屈強で、項羽は劉邦よりも圧倒的に有利な立場にありました。しかし、秦を打倒した時の論功行賞は極めて不公平なものであり、功績によってではなく、項羽との関係がいかにかに親密かによってなされたものでした。それゆえ大いに諸侯の不満を買いました。逆に劉邦は、元は項羽の部下だった韓信という優秀な將軍に対し斉の国を与えるなど、きちんと家臣や諸侯に「ご褒美」を与え、協力を得ました。

そして、徐々に劉邦は勢力を伸ばしていき、最後には項羽を破り漢王朝の礎を築きました。家臣を公

正に評価をすることができ、「ご褒美」をきちんと与えるなどして、韓信をはじめとする有能な武將をうまく使いこなし劉邦が、力に頼る項羽に打ち勝ったのです（実のところをいうと、この韓信ら劉邦のために戦った武將も、天下統一後は「良狗煮らる」ということで、非業の最期を遂げた者もいたのですが・・・ま、それは考えないことにしましょう（汗））。

以上、「ご褒美」が天下の行方を左右した！と少し大げさに述べてみました。「ご褒美」がもらえるということは、それだけ能力があって功を立てるからだと思います。韓信は自分を重用してくれない楚を離れ、漢にリクルートして己の能力で大將軍、斉王にまで上ったのですからすごいですよね。使ってくれない、褒美が少ないから別の国へ移る、というのは、結構昔の人も割り切って仕事をしたのだな、と思わされます。そういえば、プロ野球の巨人の江藤も、使ってもらえないなら他のチームに移籍すればいいのに・・・あ、でも、巨人は「ご褒美」が格段に多いから、別に不満はないのか（笑）。

ともかくにも、史記は面白いので、この機会にぜひ一読してみてください。



ご褒美なんて

3児のパパ

子供の頃は、ご褒美といえば親から貰うのがほとんどで、飴玉1つやチョコレート1つでもとてもうれしかった。肩たたきをしては10円貰い、草むしりをしては10円貰い、お使いに行けばおつりの小銭を貰いで、ささやかなご褒美を楽しみに一生懸命励んだものだ。

学生の頃は、ご褒美を貰う相手が親から友達や彼女に代わった。試験に合格したときは欲しかったレコードや文房具をリクエストし、スポーツ大会で優勝すれば食事をご馳走してもらい、友情や愛情の確認を励みに頑張ったのがいい思い出。この頃のご褒美は、特定の人からタイムリーに貰わないと価値がなかったので、お金では買えない感激と価値があった。

そして、3児のパパとなった今では、ご褒美なんていうのは過去の響きで、誰からも貰えなくなってしまった。むしろ、子供たちにご褒美を与える立場で、「ご褒美」と聞いてもワクワクした感じではなく、トホホといった気分だ。

でも、最近聞いた話では、「自分にご褒美」と言うのが流行っているようだ。確かに大人になると、頑張っても頑張らなくても自己責任と言われ、ご褒美を貰えたとしても形式的で当り障りのない無感動なものが多い。だから、せめて自分だけでも祝福してあげようと、自分にご褒美を与えるのだろうか。働く女性の間では、海外旅行・エステ・アクセサリー・ブランド服など高価なものが多く、蓄積したストレスを一気に解消させる効果のありそうなものが多いようだ。まあ、お金の出所は自分であっても、それで自分が励まされ、明日への活力になるのであれば、なかなか良いアイデアではないかと感心する。

そこで私もそんな流行に乗って、仕事や家庭で頑張った時には「自分へのご褒美」を試してみることを想

像してみた。すると、貧乏性の私の場合、実際に「自分にご褒美」を買うときになると、なんだか急にもったいない気になったり、買いに行くのが面倒くさくなったりして、悲しい性でなかなか実行できないような気がした。高価なものを自分に買って誉めてあげても、後で飲み代がなくなって後悔するのは自分なので、それならいっそのこと我慢しようと考えてしまうのだろうか？

まあでも、他人からご褒美をもらえず、自分にご褒美を買ってあげられなくても、何かに目標をもって打ち込めば、頑張ったという達成感・満足感が得られるので、これが自分にとっての最大の「ご褒美」だと考えればいいと思う。そう考えれば、他人に期待することもなく、懐の具合も心配せず、一応ご褒美が貰えたということになるからだ。しかし、これでストレスが解消できないから、「自分にご褒美」が流行っているのだと言われると、この迷路を抜けられなくなってしまふ、残念……。

だけど、子供の頃や学生時代はささやかなご褒美で大きな喜びが得られたのだから、物質的なものばかりに目を向けず、小さな達成感・満足感に価値を見出してみることは大切である。気持ちの持ち方次第では何でも「ご褒美」となることを忘れないでいたいものだ。

